

農地法における農業ハウス等の取扱いについて

平成29年11月

農林水産省
経営局



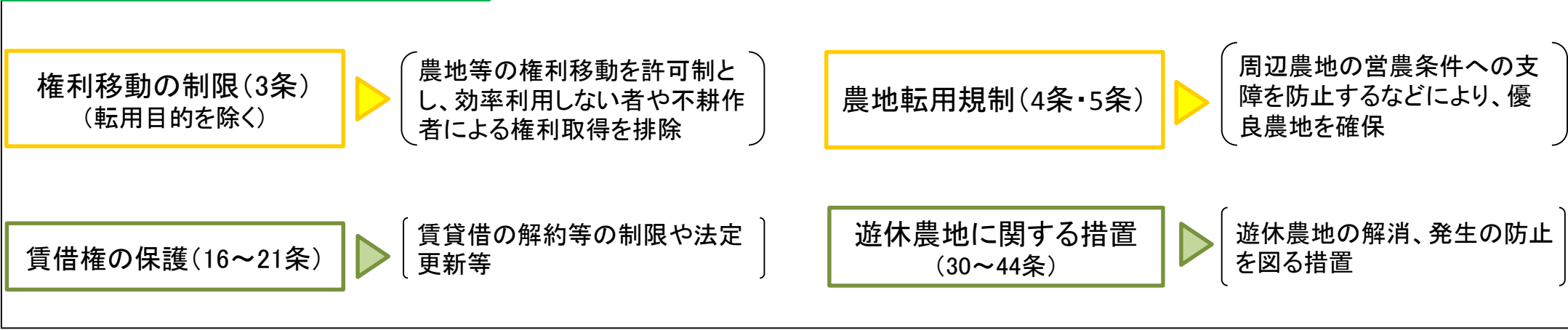
1 農地制度の概要

○ 農地法上、「農地」とは、「耕作の目的に供される土地」と定義されており、優良農地の確保と農地の農業上の効率的な利用を図るために、農地の権利移動の制限や農地転用規制等を行っている。

農地法上の「農地」の定義

- 1 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう(農地法第2条第1項)
 - 2 「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいう(処理基準第1の(1)の①)
- ※ 「農地」に該当するか否かは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断するものではない(処理基準第1の(1)の②)。

農地法上の「農地」に対する規制等

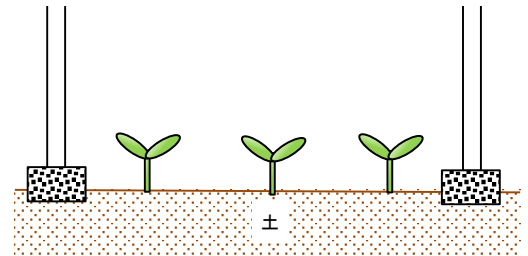


2 農業ハウス等の農地法上の取扱い

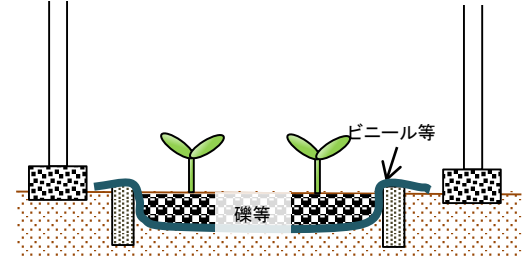
○ 農業ハウス等が建てられている土地については、農地を形質変更せず、耕作可能な状態が保たれているものは、引き続き農地法上の農地に該当する一方、コンクリート等で地固めし、耕作できない状態になっているものは農地には該当しないものとして取り扱っている。（「施設園芸用地等の取扱いについて(平成14年4月1日付構造改善課長回答)」）

農地に該当するもの

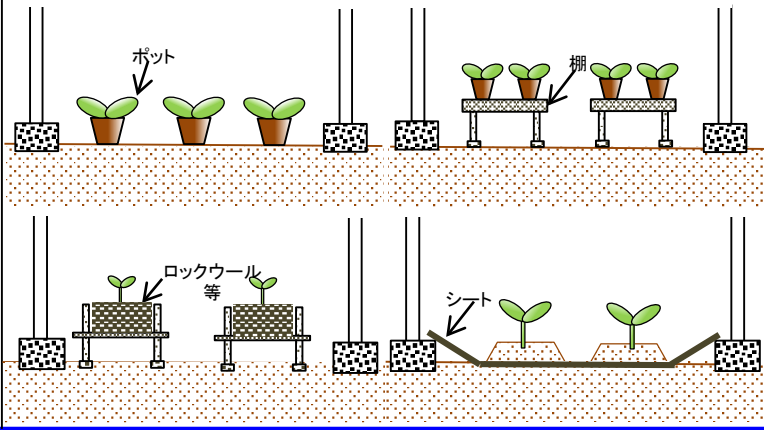
ア 温室等を建築し、その敷地内を直接耕作の目的に利用し、農作物を栽培する場合



イ ビニール等比較的簡易な資材を敷設し、砂、礫等を入れて礫耕栽培等を行う場合のように、土地と一体をなすとみられるような状態で農作物を栽培する場合

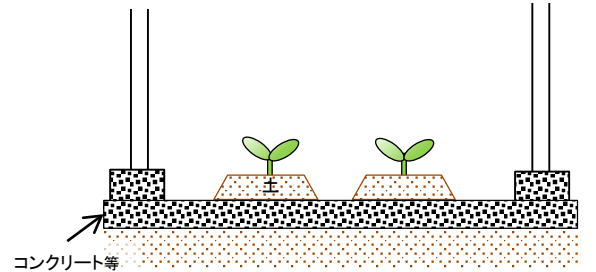


ウ 農地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポット、水耕栽培等を行う場合(簡易な棚の設置、シート等の敷設等を行って栽培を行う場合を含む。)

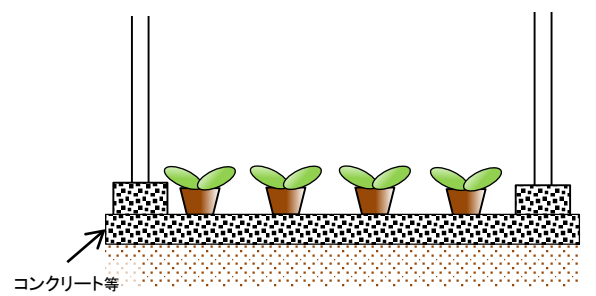


農地に該当しないもの

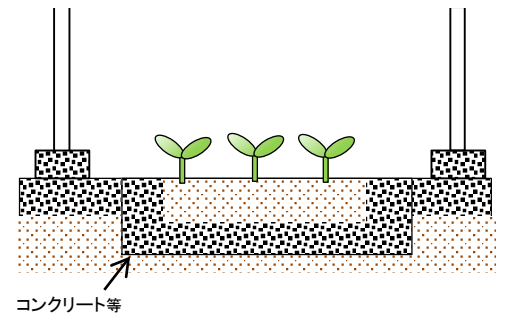
ア 農業用施設の敷地をコンクリート等で地固めする場合



イ コンクリート等を敷地に埋設する場合



注:上記の場合でも農業者が自らの農地を農作物の育成上必要な農業用施設(2アール未満)に転用する場合は転用許可は不要



3 営農形態の多様化に伴う新たな作物の栽培形態①(水耕栽培)

- 近年の営農形態の多様化に伴い、耕土を使わず、農地に高設棚を設置して、砂、礫、養液によって作物を栽培する取組が行われている。
- 養液等を均一に広げるためには、棚を水平に保つ必要があるが、土に高設棚を設置した場合、時間の経過と共に床面が沈下し、栽培に支障が生じる。
- このため、床面を全面コンクリート張りとするニーズがあるが、その場合には農地転用許可が必要となる。

高設棚を設置したトマト栽培



コンクリート張りとせず床面の沈下が生じている例

